

ID: 175

担当部署: 産業観光課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町交流館設置及び管理に関する条例 第6条第1項		
例 規 番 号	平成14年 条例第2号		
<p>【根拠条文】 (利用の取消し等) 第六条 町長は、次の各号の一に該当するときは、利用の許可を取消し、又は利用を中止させることができる。</p> <p>一 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 二 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。</p> <p>2 前項の規定により利用者において損害が生じることがあつても、町長はその損害の責を負わない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日